

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する業務
②事務の概要	<p>固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)の所有者で課税台帳に登録された者に対して、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。</p> <p>原則として固定資産の所有者に課するものであるが、その所有者とは、土地については土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいい、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう(地方税法343②前段及び③)</p> <p>固定資産課税台帳には、納税義務者である所有者のほか、その課税標準である価格等についても登録されており、この固定資産課税台帳に登録されたところによって課税される。この課税台帳作成時に、個人番号や法人番号を取得、あるいは提供を求め、賦課及び徴収のための事務に個人番号や法人番号を利用するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会 ⑤固定資産税の減免申請に記載欄を設け番号を取得 ⑥固定資産の住宅用地申告書に記載欄を設け番号を取得 ⑦納付書等住所・送付先申出書に記載欄を設け番号を取得
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税情報ファイル、納税管理人情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル、滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地
菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地
菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206
固定資産税係 0968-25-7207

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I1. ②事務の概要	(略) 償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうものとされている(地方税法343②前段及び③) (略) ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④前年償却資産申告者には、送付する申告書に予め番号を記載 ⑤住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会	(略) 償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう(地方税法343②前段及び③) (略) ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会 ⑤固定資産税の減免申請に記載欄を設け番号を取得 ⑥固定資産の住宅用地申告書に記載欄を設け番号を取得 ⑦納付書等住所・送付先申出書に記載欄を設け番号を取得	事後	
令和4年3月10日	I3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16号	事後	
令和4年3月10日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第16条	削除	事後	
令和4年3月10日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月14日時点	事後	
令和4年3月10日	IV5. 情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207	事後	
令和5年3月6日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月14日時点	令和5年1月12日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月12日時点	令和6年1月10日時点	事後	